

戸塚区地域運営補助金

地域の様々な主体が連携・協働した、地域課題解決の取組を支援します。

地域課題の解決に必要な
物品の購入費用等を
年間最大 50 万円支援します



最大
50万円
補助

ぜひご活用ください!!

対象となる団体の主な条件

- ・自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携している
- ・継続的な取組を行えることが認められる 他

主な補助対象経費

- ・物品購入費 ・印刷製本費 ・光熱水費、燃料費
- ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 他

補助金額

- ・表の各年毎の金額を上限とし、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9まで補助

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

募集期間

- ・令和2年4月1日(水) から令和2年5月29日(金) まで

申請の流れ

- ・裏面をご確認ください



戸塚区のマスコット ウナシー

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

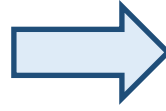
〒244-0003 戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎9階 93 番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

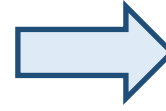
※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。

これまでの補助金活用の例

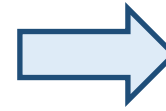
地域防災拠点や一時避難場所を知ってもらうため、防災マップを作成し、連合町内会の全世帯に配布した



事業の実施に必要な工具を購入した



空家を地域の居場所として活用するために修繕した



申請の流れ(まずは区政推進課地域力推進担当へご相談ください)

①補助金申請

申請書類は戸塚区総合庁舎9階93番窓口もしくは戸塚区ウェブサイトにございます
https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_s_hien/r02uneihohojokin

②審査

③補助金交付決定

④事業の実施

⑤実績報告書の提出

⑥補助金の交付



※原則後払い。

ただし、事業完了前に補助金を交付しなければ事業が実施できない場合は前払い可とします。

《お問合せ》

戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎9階93番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiryou@city.yokohama.jp

※本事業は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることが実施の条件です。